

國學院大學學術情報リポジトリ

近世後期の乳人奉公人請状・里預証文にみる吉田家 子女の養育慣行

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2025-03-15 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 高見澤, 美紀 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.57529/0002001474

近世後期の乳人奉公人請状・ 里預証文にみる吉田家子女の養育慣行

高見澤 美 紀

はじめに

國學院大學圖書館所藏貴重書（貴2157）「吉田神道關係近世文書」^①は、京都吉田家に伝来した史料のうち、近世期のものを中心とした史料群である（以下、本史料群）。本史料群は吉田家の神道家としての、いわば業務上の文書^③とともに、小番など朝廷への勤仕といった公卿としての文書や、家政向・家内に関する文書^④が多く含まれており、従来の神道研究に立脚した吉田家とは異なる側面を明らかにするものといえる。

本稿はこの史料群に含まれる乳人奉公人請状と里預証文から、吉田家における出生子女とその養育慣行について検討するものである。なお、本史料群は未だすべての史料整理が終わっておらず、現時点で残存が確認できる請状・証文^⑥は、文政七年（一八二四）から元治元年（一八六四）にかけて出された二十二点であるため、検討対象時期を近世後期とした。当該期の吉田家が「イエ」存続のためにどのように養育を行っていたのか、その様相をおってみたい。

一、近世後期吉田家における出生子

(1) 吉田家系図による子女

まずは請状・里預証文が作成された文政七年（一八二四）から元治元年（一八六四）を含む当該期の当主および系図で把握できる子女について確認しておきたい。⁷⁾ 当主は良長、その子良熙（良芳）、良熙の子良義の3人となる。以下に当主を(i)、(ii)、(iii)とし、各当主の子をア、イ、ウ…で通番にて示す。なお、吉田家出生子を対象とするため、養子女は含まない。

(i) 吉田良長

吉田兼業の子として寛政四年（一七九二）九月十日出生。文化十年（一八一三）六月十日神祇権大副に任ぜられる。同月十二日に父兼業が没し、八月三日に除服、出仕に復す。文政八年正月二十五日に正三位に叙せらる。天保十一年（一八四〇）十一月二十六日卒す。室は但馬国出石藩主仙石久道三女觸子。

ア 敏丸 文化七年五月十一日出生。母は仙石久道女。次の吉田家当主となる（詳細はii）。

イ 堅姫 文政元年十月十日出生。⁸⁾ 母は仙石久道女。

ウ 磐丸 文政五年十二月七日出生。母は仙石久道女。実名は良臣。同八年三月二十六日死去（四歳）。

エ 憲姫 文政七年九月五日出生。母は仙石久道女。同九年四月五日死去。

オ 女子 文政九年十二月十日出生。母は仙石久道女。同月十九日死去。

カ 鐔姫 文政十一年六月十日出生。母は家女房。

キ 蕃丸 文政十三年五月十一日出生⁽⁹⁾。母は家女房。七條信元の継嗣となり、はじめ信睦、のち信祖と改名。

(ii) 良熙 (ア)

良長の子として文化七年五月十一日出生。幼名は敏丸、実名は当初良芳。文政四年正月四日、十二歳で従五位下に叙せられる。以降、文政八年二月に従五位上、嘉永四年(一八五一)正三位となる。慶応四年(一八六八)四月二日卒(五十九歳)。室は伊勢国亀山藩主石川総安女。

ク 茂子 天保三年四月出生。従二位下(萩原)員光室となる。元治元年七月二十四日没。

ケ 良義 天保八年三月十日出生。母は石川総安女。次の吉田家当主となる(詳細はiii)。

コ 錦姫 出生年不明。従五位松平(広瀬)直巳の継々室となる。

(iii) 良義 (ケ)

良熙の子として天保八年三月十日出生。嘉永二年に十三歳にて叙爵、安政三年(一八五六)侍従に任ぜられ、明治二年(一八六九)正三位に叙せらる。明治二十三年三月四日没。室は越後国村松藩主堀直央女直。継室は岩倉具視三女静子。

サ 鉦子 文久三年(一八六三)二月二十三日出生。昭和十一年(一九三六)十一月没。

シ 瀧子 元治元年三月二十八日出生。明治三十八年三月十八日没。

ス 良正 明治十九年一月十六日出生。明治二十三年三月二十七日家督。大正二年(一九一三)七月二十九日没。

セ 良貞 明治二十一年七月三十日出生。清閑寺経房の養子となる。

系図の作成年や早世子の記載の有無、改名等により脱漏等があることが考えられるものの、以上十四人が吉田家系図にみえる当該期の子女である。

(2) 乳人奉公人請状・里預証文にみえる出生子

本稿で検討する乳人奉公人請状・里預証文では、当該期においてのべ二十二人の出生子が確認できる。これら請状・証文の書式や内容については後述するが、「御殿様へ御乳人御奉公」とされる吉田家内での乳人奉公人請状ではのべ九人、年季を決めて他家での養育を依頼する里預証文ではのべ十三人、という内訳となっている。

では、これらはどの子女を対象としたものであろうか。系図にみえる子女十四人（ア～セ）に請状・証文の二十二人を対照させた表1からみておこう。

請状・証文の本文には出生子名の記載はないが、包紙などに書かれているものが多く、人物比定が可能である。ここから③ウ磐丸・⑦カ鋤姫・⑫コ錦姫には乳人奉公人がつけられており、そのうち⑫コ錦姫には「いそ」と「つね」という二人の乳人奉公人がいたことが知れる。また⑫サ鉦子・⑫シ瀧子は里預¹⁰となっていたことがわかる。なお、⑨の里預証文には性別・出生年の記載があり、⑧キ蕃丸の可能性が考えられるが明確でないため別とした。⑤はエ意姫の可能性があるものの、こちらは乳人奉公人請状で性別・出生年の記載がないためおなじく別とした。

一方で、名前が明記されながらア～セの十四人に対応しない出生子が多くいる事もみてとれる。(ii) 良熙の子ク茂子から (iii) 良義の子サ鉦子の間には、系図類ではケ良義・コ錦姫の二人が記載されているが、表1ではこの二人を含めて十四人の出生子(⑪～⑭)がある。不明分⑮を除いてもこの期間に系図外に十一人が出生していたことは間違いない。当該期においては系図内外で不明分を含め二十八人の出生子を確認した。

表1 当該期の吉田家出生子一覧

番号	記号	名前	性別	出生年月日	生母	種別	乳人・乳持名
①	ア	敏丸	男子	文化7年5月11日	仙石久道女		
②	イ	堅姫	女子	文政元年10月10日	仙石久道女		
③	ウ	磐丸	男子	文政5年12月7日	仙石久道女	乳人	やす
④	エ	憲姫	女子	文政7年9月5日	仙石久道女		
⑤		(不明)	(不明)	(文政7年)		乳人	かよ
⑥	オ	(不明)	女子	文政9年12月10日	仙石久道女		
⑦	カ	鐔姫	女子	文政11年6月10日	家女房	乳人	かる
⑧	キ	蕃丸	男子	文政13年5月11日	家女房		
⑨		(不明)	男子	文政13年		里預	(不明)・(不明)
⑩	ク	茂子	女子	天保3年4月			
⑪		郁姫	女子	天保3年		里預	いさ
⑫		理丸	男子	天保5年		里預	こと
⑬		(不明)	女子	天保7年		里預	きく
⑭	ケ	良義	男子	天保8年3月10日	石川総安女		
⑮		(不明)	男子	天保9年		里預	なへ
⑯		綾姫	女子	天保11年		里預	かめ
⑰		(不明)	(不明)	(天保15年)		乳人	りゑ
⑱		脩丸	男子	(弘化3年)		乳人	さく
⑲		珎丸	男子	(嘉永2年)		乳人	はる
⑳		鐔丸	男子	(嘉永3年)		乳人	ひさ
㉑	コ	錦姫	女子	(嘉永6年)		乳人	いそ・つね
㉒		詮丸	男子	安政5年6月		里預	やす
㉓		泰姫	女子	万延元年10月		里預	かず
㉔		章姫	女子	文久2年5月		里預	いつ・ちゑ
㉕	サ	鉦子	女子	文久3年2月2日		里預	よし
㉖	シ	瀧子	女子	元治元年3月28日		里預	すて
㉗	ス	良正	男子	明治19年1月16日			
㉘	セ	良貞	男子	明治21年7月30日			

※(出生年)は請状作成年。記号欄以外の空欄は不明を示す。

表2 乳人奉公人請状一覧

番号	記号	名前	性別	出生年月日	請状年月日	差出	続柄	奉公人	請人
③	ウ	磐丸	男子	文政5年12月7日	文政7年9月	上賀茂地その 宿親 百姓 源右衛門	娘	やす	上賀茂竹々花 百姓 甚五郎
⑤		(不明)	(不明)	(文政7年)	文政7年9月	伏見新町八丁目 宿親 山城屋まつ	娘	かよ	同丁 若狭屋富治郎
⑦	カ	鐔姫	女子	文政11年6月10日	文政11年7月	白川村 百姓 七 郎左衛門	娘	かる	同 伝之丞
⑪		(不明)	(不明)	(天保15年)	天保15年1月	山城国愛宕郡二之 瀬村 七郎兵衛	妹	りゑ	同村 忠三郎
⑫		脩丸	男子	(弘化3年)	弘化3年4月	上賀茂村 山本道 若太夫	姉	さく	同村 伝右衛門
⑬		珎丸	男子	(嘉永2年)	嘉永2年7月	新橋木町二条下ル 花屋長兵衛母もと	娘	はる	小川丸太町上ル 井筒屋権左衛門
⑭		鐔丸	男子	(嘉永3年)	嘉永3年1月	白川村 勘右衛門	娘	ひさ(21歳)	同村 権兵衛
⑮	コ	錦姫	女子	(嘉永6年)	嘉永6年5月	山城国愛宕郡大原来 迎院村 和田屋庄治	娘	いそ(23歳)	御車町栄町 木屋 甚五郎
⑯	コ	錦姫	女子	(嘉永6年)	嘉永6年10月	山城国乙訓郡門明 寺村山寺 与助	娘	つね(28歳)	同村 太左衛門

二、乳人奉公の請状と奉公の諸相

(1) 乳人奉公人請状の書式と内容

乳人は「乳母」などともいい、子育て慣行として一般的によくみられるものである。なお、ここでいう乳人は誕生儀礼の「乳付」とは異なるものである。乳付人は家や生母と関わりが深く、生涯出生子との関係を結ぶ者をいうが、ここでは日常的に授乳や子守りなど子の養育を補助する女性のことで、吉田家では年季奉公人として乳人を雇い入れていた。

当該期の吉田家に残された、文政七年(一八二四)から嘉永六年(一八五三)まで九人分の乳人奉公人請状をまとめたものが表2である。(i)良長の子③ウ磐丸については後述するが、⑦カ鐔姫の出生日が文政十一年六月十日であり、その乳人奉公人「かる」の請状が翌月七月に出されている。乳人としての勤めから考えても出生直後に乳人奉公人が付けられるとみてよからう¹³⁾。またその出身は特に吉田家領からではなく、上賀茂村・白川村・愛宕郡各村など

から奉公に上がっている。請状差出筆頭者との続柄は娘がほとんどで、そのほか姉妹がいるのみである。請人には同村・同地域の者が連署している。奉公人の年齢が判明するのは三人のみであるが二十代となっている。

では、吉田家の乳人奉公とはどのようなものであったのだろうか、まずはその請状をみてみたい。

〈史料1〉¹⁾

(包紙上書) 「御姫様 御乳人請状 いそ」

一札之事

一私娘いそ^与申者、当丑五月^ル来^ル巳年迄五ヶ年之間 御殿様御乳人御奉公指上申候処、御召仕被下候段、難有奉存候、然^ル上^者御奉公大切^ニ相勤、御子様^者雇署^ニ仕間敷候、

一御公儀様御法度之儀^者不及申上^ル、御殿様御家法之通相守らせ可申候、

一若中途^ニ病氣指発^リ、又乳不足仕御奉公難相勤候節^者、早速替^リ人^ニ相^リ究指上可申、其節御給銀日割^ヲ以急度

勘定相立可申候、

一宗旨^者代々天台宗^ニ、寺請状此方^ニ取置申候、何卒御給銀之内今度銀三枚先借被成下候様奉願上候、尤御給銀之儀^者初^メ年ハ銀六枚相定、後四ヶ年ハ銀五枚、為御仕着料盆暮両度金貳百疋ツ、被下候段難有奉存候、右之外一切御無心ケ間敷義決^而申上間敷候、為後日仍^而請状如件

嘉永六^丑年五月

城州愛宕郡

大原来迎院村

和田屋庄治^①

御奉公人

いそ

廿三才

御車町栄町

請人

木屋甚五郎^②

吉田様

御役人中様

〈史料1〉は(ii)良熙の子^②コ錦姫の乳人奉公人^⑤となった「いそ」の請状である。差出には奉公人いその父である山城国愛宕郡大原来迎院村^①の和田屋庄治と、請人である御車町栄町の木屋甚五郎^②が署名捺印をしている。いその押印はなく、「廿三才」と年齢が記載されている。

請状本文は四条構成で、まず第一条に和田屋庄治が娘いそを「御殿様御乳人御奉公」に差し上げる旨、またその期間が「当丑五月^ル来巳年迄」の五ヶ年間であること、きちんと奉公させ、「御子様」をぞんざいに扱わせないことを約している。なおここでは吉田家の子女の性別を問わず「御子様」表記となっており、その出生年月など出生子の情報記載はない。第二条では幕府諸法度および吉田家の家法の遵守を約し、第三条に万が一病氣や乳不足により奉公勤めが難しくなった場合、代替人を出すことや日割りでの給銀清算といった対応を行う旨が記される。そして第四条には宗旨・檀那寺名等の明記と寺請状を取得している旨が記載される^⑧。

ここまでの記述は他家での奉公人請状でも一般的に見られるものであるが、吉田家の乳人奉公人請状の場合、続けて「先借」として給銀のうち半年分にあたる銀三枚の前借依頼を行ったのちに給銀規程が書かれている。¹⁹⁾これによれば給銀は五ヶ年のうち最初の一ヶ年は銀六枚、その後四ヶ年は年額銀五枚へと減額された分が支払われ、また給銀とは別に一年間のうちに盆・暮の二回「御仕着料」として金二百疋が支給されることになっている。以降、一切無心しない旨が約されて書留文言が記されている。

吉田家に残されている乳人奉公人請状は表2の通り九通であるが、その文面はほぼ同じものである。¹⁷⁾の乳人奉公人りゑの天保十五年（一八四四）正月作成の請状は、その二十年前となる文政七年九月に作成された⑤の乳人奉公人かよの請状正文に、年号・差出人名・奉公期間・先借額など変更必須部分のみに掛紙を施したものを下書きとして利用しており、書式が完全に固定化していたことをうかがわせる。²²⁾つまり、吉田家での乳人奉公は五ヶ年を年季とし、一年目銀六枚、二年目以降は年額銀五枚の給銀と、年二回金二百疋の御仕着料が支給される一方で、先借として半年分ほどの前借を行う、という形が既定のものであった。

（2）乳人奉公の諸相

前掲の奉公人請状提出後、奉公勤めが始まるが、何らかの事情により勤め続けることができなくなることもある。吉田家ではこのような事情がうかがえる史料を請状とともに包紙に一括していることがある。（史料1）の奉公人いその場合も、請状のほかに二点の史料が包紙に一括されている。これら史料から吉田家の乳人奉公の諸相をみていきたい。

〈史料⁽²⁵⁾2〉

(包紙上書)「錦姫様御乳人 給銀通 いそ」

嘉永六年^丑五月

初壺ヶ年 銀六枚

後四ヶ年 銀五枚ツ、

御仕着料五ヶ年之間金壹両ツ、

但七月・十二月兩度金貳歩ツ、被下候事

丑五月朔日

一銀百廿九匁^⑨₁

丑五月の十月迄之分先借

丑七月十二日

一銀四拾三匁^⑨₂

丑十一・十二、二ヶ月分先渡し

同

一金貳百疋^⑨₂

御仕着料

銀百七拾貳匁
金貳歩

内 銀百七匁五分 丑五月の同九月迄五ヶ月分被下候也
金貳歩

引メ銀六拾四匁五分 先借也

奉公人請状と同じ嘉永六年五月に作成された、いその給銀通帳である。(史料1)の包紙には吉田家子女の名は明記されていないが、一括されていた(史料2)にはそれが(ii) 良熙の子コ錦姫(表1の②1)であることが明記されている。この通帳は三丁の横帳と包紙を紙縫りで同綴し、横帳を六つ折りにして包紙で包む形態となっている。墨書があるのは包紙と横帳の一丁表のみで、以下は白紙である。

記載内容としては、前段にいその給銀規程が記され、中段に實際受け取った日付と金額が記されている。請状には日には記載されていなかったが、ここに「丑五月朔日」とあるのでこの日からの勤務と考えられる。まず、五月朔日に五月から十月までの給銀である銀百二十九匁(≡銀三枚)を請状にある通り「先借」し、七月十二日にはさらに十一月・十二月の二か月分の給銀を「先渡し」でもらっている。請状には先借以降の無心はしない旨が約されていたが、実際にはこうした融通があったことがうかがえる。また同日には盆分の御仕着料金二百疋(≡金二分^②)を受け取っている。なお、先借分の押印(印¹)は父庄治、先渡し分・御仕着料の押印(印²)は請人木屋甚五郎の印影である。吉田家では乳人奉公人ごとにこうした給銀通帳を作成し、給銀・御仕着料を渡すごとに記載、受取印を取っていたことがわかる。

後段「メ」は吉田家側から渡済分の合計額、「内」はいそが実際に五月から九月まで奉公した五か月分の給銀と御仕着料の合計額が記載されている。最後の「引メ」は「メ」から「内」を差し引いた残額で、これが「先借」とされている。ここから、いそは五ヶ年の契約で嘉永六年五月から奉公勤めをはじめ、盆に至りさらに二か月分の給銀の先渡しと御仕着料を受け取ったものの、奉公を始めてから五ヶ月後の同年九月でやめており、吉田家からの受取額が

実際に奉公した給銀額を上回ったために先借が解消できなかったとみえる。同じく一括される〈史料3〉にその理由がうかがえる。

〈史料3〉⁽²⁷⁾

(包紙上書)「上 北大原来迎院村 百姓庄次」

乍恐奉頼上候口上覚

一私娘、其御殿様^江御乳母奉公^ニ差上置候処、不存寄病死仕候^ニ付、御急銀^給拝借趣相成、此度壹枚半御返納可仕筈之処、当時必至難渋^ニ付、御返納致兼候間、格別之御憐愍を以三ヶ年之間御借延被成被下候ハ、心極難有仕合奉存候、万一相違之儀御座候ハ、私娘外乞人御座候間、夫^ニ御奉公^ニ奉差上候間御召遣被遊被下候ハ、是又難有仕合奉存候、右之趣我々連印を以奉頼上候間、何卒御慈悲を以御聞濟被成被下候様奉偏希上候、以上、

丑
十一月

北大原来迎院村

百姓 庄次^印

出町通今出川下ル栄町

木屋甚五郎^印

吉田様

御役人中様

これは嘉永六年十一月に吉田家役人中へあてて、いその父庄治と請人木屋甚五郎から連名で出された口上覚書である。文面によれば、いそは病氣により急死している。そこで〈史料2〉後段でみたように先借分・先渡し分が借銀となったため、請状にあるように清算しなければならないが、困窮を理由に三年間の借延、つまり返済猶予を願い出したものである。ここでは三年後の返済を約するものの、万が一不払いの際には庄治の別の娘を吉田家へ何らかの奉公に出す旨が記されており、請状で約した乳人奉公ではないものの、代替人を奉公へ上げることで返済の回避を企図したとみることでもきよう。

いその死去をうけて、吉田家では錦姫の養育のために、新たな乳人奉公人を雇い入れた。これが「つね」である。つねは山城国乙訓郡円明寺村山寺の与助の二十八才になる娘で、同村の太左衛門を請人として、嘉永六年十月に乳人奉公人請状を提出している。この奉公人請状は〈史料1〉いそのものとほぼ変わらない文言で、給銀・御仕着料の額面、銀三枚の先借もおなじであった。異なるのはその奉公期間の記述で、「当丑十月今来ル巳年迄五ヶ年之間」としたうえで、「五」に「四」の訂正の貼紙がある。⁽²⁹⁾ここから吉田家の乳人奉公は、奉公人が複数となったとしても、出生子に対し五年という年限が設けられていたことがうかがえる。

つねが乳人奉公に上がって十ヶ月ほどたった嘉永七年閏七月、父与助と請人太左衛門より次の銀子借用証文が吉田家に提出された。

〈史料4〉⁽³⁰⁾

(包紙上書)「上 錦姫様御乳母 城州乙訓郡円明寺村山寺 与助 御乳母つね」

拝借仕証文之事

一銀五拾匁貳分五厘也

右^者娘つね義御乳母御奉公^ニ指上、御給銀先借奉願上候、然^ル処つね義病氣指発^リ乳不足^ニ付、御奉公難相勤、依之無^レ抛御暇奉願上候、付^{而者}先借御給銀勘定相立可^レ申筈之処、当時甚難渋仕居候に付、何卒つね義病氣全快仕候ハ、何^ニ成共御召抱被下候ハ、御奉公指上可^レ申候、其節御給銀先借勘定相立可^レ申候間、夫迄之処御猶予奉願上候、若故障出来仕及遲滞候ハ、つね^ニ不^レ抱加印之者急度勘定相立可^レ申候、為後日証文依^而如件

嘉永七^寅年後七月

城州乙訓郡円明寺村山寺

与 助^印

同村

請人 太左衛門^印

吉田様

御役人中様

乳人として奉公したつねは病氣をわずらい乳不足となつたため、暇乞いをする事になり、そこで先借分銀三枚とつねの実働分の給銀を差引清算した結果、銀五十匁余の借用銀となつたとある。先借分である銀三枚は給銀半年分にあたるため、つねの実働月数から考えると清算されていてもおかしくない。しかし実際には借銀となっているため、いそ同様に途中で数か月分の先渡しがあつたとみられる。こうした融通も慣例であつたのであろう。つねの父与助は、いその父庄治と同じく困窮を理由として借銀の返済猶予を求めているが、この返済を「つねの病氣が快復し、再び

奉公に上がった際の給銀と清算する」として、つねの奉公復帰が前提となる提案をしている。いその場合も、つねの場合も吉田家側の対応は不明ではあるが、こうした交渉は少なからずあったと考えられ、おそらく願いは入れられたのではないだろうか。なお、つねの後任となる乳人奉公人請状は、現時点では見当たらない。つねの暇時には錦姫も満一歳二、三ヶ月ほどであろうから、すでに離乳していてもおかしくはない。乳は提供できずとも子守りなどの養育補助として別名称の奉公人や、つねの奉公復帰などもありえよう。

また同様に(一)良長の子③ウ磐丸の場合も、出生年月日が文政五年十二月七日であるのに対して、やすの乳人奉公人請状は文政七年九月となっており、当初の乳人奉公人との交代が考えられる。交代時には前述のような前任者の清算等が行われていたであろう。

三、里預証文と諸相

(1) 預証文の書式と内容

前章でみた通り、吉田家では出生子に対して五ヶ年という年季で乳人奉公人をつけ、自家で養育するという養育慣行があった。それと同時期に、出生子を他家へ預け五ヶ年の養育を任せる「里預」という慣行がみられる。まずはこのとき作成された預証文から、里預がどのようなものであったか確認しておく。

〈史料5〉⁽³¹⁾

(包紙上書)「御請状 詮丸様御里 一乗寺村四郎右衛門」

奉指上証文之事

一昨午年六月御出生被遊候

御児様、私方^江当未正月^ハ来亥十二月迄御預^ケ被成下、慥^ニ奉預候、然^ル上^者聊龐略

之儀決^而不仕候、若御病氣等御座候^者、早速御届可申上候

一御預^リ中一ヶ年銀六枚并盆暮御仕着料金式歩ツ、被下候段、難有奉存候、其余御預^ケ中聊御無心^ケ間敷義、決^而申上間敷候

一若自然乳持病氣・長煩等^{ニ而}乳不足仕候節^者、其段早速御届奉申上、代^リ人相立御給銀日割を以勘定相立^可申候、其余諸事大切^ニ守護可仕候、若又永^ク御預^ケ被成下候ハ、何ヶ年^{ニ而}も此証文を以奉預^リ候、為後日奉指上候証文、仍^而如件

安政六^末年正月

一乗寺村

預^リ主 四郎右衛門^印

乳持妻 や す^印

同村

四郎左衛門^印

吉田様

御役人中様

この預証文は(三)良義の子²²詮丸の里預時に作成されたものである。差出には出生子の預主となる一乗寺村の四郎右衛門と、乳持として四郎右衛門妻のやす、請人として同じ一乗寺村の四郎左衛門が署名・捺印している。

預証文本文は全三条で、まず第一条冒頭には出生子の情報が示される。出生年もしくは年月が記載され、その後に「御兄様」とあれば男子を、「御姫様」とあれば女子を指す⁽³²⁾。続けてこの出生子を預かる期間の記載がある。こちらにも乳人奉公同様五ヶ年となっている。この出生子を「慥かに預かる」としたうえで、乳人奉公人請状と同じく子供を鹿略に扱わないことに加えて病氣時等の連絡を約しており、これは実家を離れた養育ゆえの文言であろう。第二条は養育費⁽³³⁾の取り決めである。一ヶ年銀六枚に、盆・暮の年二回に御仕着料金二分ずつの支給となっており、乳人奉公のよ⁽³⁴⁾うに二年目以降の減額はない。また、預かり中に金の無心はしない旨を約している。第三条では乳持の乳不足等預かりに不具合が生じた際には代替人・清算等の対応を行う旨が書かれている。続けてこの証文には「若又永々御預ヶ被成下候ハ、何ヶ年⁽³⁵⁾も此証文を以奉預り候」との文言がある。証文には五ヶ年という年限は設けてあるものの、さらに延長しての里預も可能であつたことがうかがえる。この後書留文言が書かれて証文本文が終わりとなる。

吉田家に残された十三通の預証文は、乳人奉公人請状と同様に書式・文面はほぼ統一化されている。ここから吉田家子女の里預は、五ヶ年の年限で、年額銀六枚と盆・暮年二回金二分の御仕着料の支給が既定であり、一部では里預期間の延長も可能であつたことがわかる。なお、⑨男子の預主であつた源左衛門から次の史料が吉田家に宛てて出されている。

〈史料6〉⁽³⁶⁾

覚

一金壹兩也

ノ

右^者来^ル卯年七月迄之御給銀并御仕着料とも不殘頂戴仕、難有奉存候、然^ル上^者以来先借之義願出申上問敷候、以上

文政十三寅年

十一月三十日

吉田様

御役人中様

源左衛門（爪印）

文政十三年（一八三〇）八月から⑨男子を預かっていた源左衛門が、同年十一月に提出した金子受取覚である。源左衛門は来年七月までの給銀および御仕着料として金一兩を受け取ったうえで、以降先借は願ひ出ない旨を約している。預証文提出時の先借は既定ではないものの、先借という融通の慣習が里預にもあったことがうかがえる。

（2）里預の諸相

里預証文十三通をまとめた表3から、里預の諸相をみておこう。

まず吉田家子女が里預となる月齢についてだが、特に（Ⅲ）良義の子²²詮丸以降は里預証文に出生年月が書かれており、ここから生後一、二か月で里預となっていることがわかる。それ以前の子女らも多くが誕生年内に里預となっており、里預となるのは生後一か月から五、六か月ほどとみてよいだろう。なお、⑨男子・⑭章姫には二通の里預証文が存在している。⑨男子は御菩薩池村³⁶芋屋新吉家から、ひと月で山科郷東ノ村³⁷源左衛門家へ預け替えとなり、また⑭章姫は生後一か月からの預主修学寺村³⁸茂右衛門家で一年間の養育のちに、山中村³⁹九左衛門家へ預け替えとなっている。この預け替えの理由は不明だが、証文にあるような乳持の病氣や乳不足など、預主家で何らかの支障があったためであろう。この乳持は預主の妻であるが、出生間もない子女を預かるということは、授乳が可能である＝直近で

表3 里預証文一覧

番号	記号	名前	性別	出生年月日	証文年月日	預人	乳持	請人
⑨		(不明)	男子	文政13年	文政13年7月	御菩薩池村 芋屋新吉	—	源四郎
⑨		(不明)	男子	文政13年	文政13年8月	山科郷東ノ村 源左衛門	—	同村親類 儀兵衛
⑪		郁姫	女子	天保3年	天保3年5月	山科郷大宅村 喜八	妻 いさ	同村 伊兵衛
⑫		理丸	男子	天保5年	天保5年4月	山科郷西野山村 弥兵衛	妻 こと	大宅村 喜八
⑬		(不明)	女子	天保7年	天保8年3月	一乗寺村 四郎左衛門	妻 きく	同村 善左衛門
⑮		(不明)	男子	天保9年	天保9年8月	岩倉村村松 平治郎	妻 なへ	同村 小市郎
⑯		綾姫	女子	天保11年	天保11年3月	幡枝村 常吉	妻 かめ	同村 九兵衛
㉒		詮丸	男子	安政5年6月	安政5年6月	一乗寺村 四郎右衛門	妻 やす	同村 四郎左衛門
㉓		泰姫	女子	万延元年10月	万延元年11月	一乗寺村 源兵衛	妻 かず	同村 四郎左衛門
㉔		章姫	女子	文久2年5月	文久2年6月	修学寺村 茂右衛門	妻 いつ	一乗寺村 四郎左衛門
㉔		章姫	女子	文久2年5月	文久3年6月	山中村 九左衛門	妻 ちゑ	同村 半右衛門
㉕	サ	鉦子	女子	文久3年2月2日	文久3年4月	岩倉村 与市	妻 よし(22歳)	同村 与八郎
㉖	シ	瀧子	女子	元治元年3月28日	元治元年5月	花園村 惣左衛門	妻 すて	与衛門

妊娠・出産している、ということになる。これは里預を請け負う大きな条件の一つといえよう。

里預でもっとも注目すべきは、その預主家の所在地である。十三軒のうち中山村の一軒は現在地が不明であるが、一乗寺村に三軒、岩倉村に二軒、山科郷に三軒、ほか御菩薩池村・幡枝村・修学寺村・花園村に各一軒となっている。そしてこの地域は一般に「洛北」といわれる地域で、近世以前から里子養育の地として知られていた。大正十三年の京都府社会課による洛北地域での里子調査をまとめた『洛北名物 里子の話』^⑩には、そのしがきに「洛北の地は気澄み水清く、加ふるに京都から坦々たる平地続きであるから、洛中に住居する者で策を此の地に曳く者、或は別荘を此処に

営む者の多きこと人も知る如くであるが、これが縁となりしにや京都を始めとして阪神地方より幼児保育を此の風光明媚なる洛北地方に委託する風習古くより存し、近來東京方面からすらも委託するに至りて所謂「洛北名物の里子」は実に盛なものである。」とある。洛中の公卿たちが散策地もしくは別荘地として訪問を重ねるうちに当地の人々と知り合い、この清涼な気風と風光明媚の地での子育を望み、縁をたよって子を預ける風習がおこった、とする。起源として藤原公任がその女を洛北へ里預としていたが、これを亡くしたのち自らも洛北岩倉村の別荘へ移り、ここで和漢朗詠集などを撰した、とする伝承がある。当初の公卿の風習としての里預では、里子が公卿のもとへ戻ったのちも里親としてその成長に関わったとされる。公卿を縁を結ぶことは預主家（里）にとっても名誉なことと捉えられ、ゆえに養育料などをとることがなかったようである。^⑪しかし近世期にこうした風習が徐々に町人らへ広まっていくにつれ、洛北地域の預主家では実家との縁を名誉とする意識は低下し、吉田家が里預をおこなっている時期には、年限を決めて養育費・御仕着料を受け取る、という一種の業務的な形へと変化していたと考えられる。

請人もまた同村・近隣村の洛北地域の人々であるが、^⑪郁姫の預主であった喜八は、^⑫理丸が同じ大原郷へ里預となる際の請人として署名捺印している。一乗寺村住の四郎左衛門は、もともと^⑬女子の預主であり、その後同じ一乗寺村に里預となった^⑭詮丸（史料5）・^⑮泰姫、また近隣の修学寺村での^⑯章姫の預証文の請人となっている。吉田家子女の里預をすでに経験したものが請人となることで、その保障性が増す一方で、契約内容の統一化などが図られたと考えられる。

他方、吉田家においては、子女の里預を洛北という一等地で行うことで、預け先への信頼や養育に対する安心を確保するとともに、自家の価値を主張することにもつながっていくよう。

(3) 乳人奉公と里預

当該期の吉田家では出生子の多くを乳人奉公人の雇用もしくは里預という形で養育を行っていることから、乳人奉公人請状と里預証文の書式・内容を確認し、それらの諸相をみるなかでこれらの養育形態の相違点は都度述べてきた。しかし、表1をみるにその選択基準は明確ではない。時期的な面からみれば(i)良長の子女(①～⑨)では乳人奉公三人・里預一人・不明五人、(ii)良熙の子女(⑩～⑪)では乳人奉公五人・里預五人・不明二人、(iii)良義の子女(⑫～⑬)では乳人奉公なし・里預五人・不明二人となっている。ここから(i)良長期は乳人奉公、(iii)良義期は里預といった傾向がみられるものの、(ii)良熙期には前半が里預、後半は乳人奉公となっており、時間経過とともに乳人奉公から里預へ養育方法が移行したのではないことを示唆していよう。

また性別からみても、男児十三人のうち乳人奉公四人・里預四人・不明五人、女児十三人のうち乳人奉公二人・里預七人・不明四人、性別不明児二人はともに乳人奉公であった。女児の里預が多い傾向ではあるが、男児の里預も乳人奉公と同数あり、一概には言い難い。

生母の正妻の別について知れるのは(i)良長期のみだが、⑦力鐔姫の生母は家女房であるが正室を生母とする出生子同様に乳人奉公となっているので、これも選択時の大きな要因とはいえない。ただし、生母の存在という点で乳人奉公と里預は大きく異なる。乳人奉公が吉田家内で生母とともに子女の養育を担うものとは異なり、里預は洛北などの他家にて生母が不在の状況での養育である。ゆえに里預主家に乳持がいることは不可欠だが、一方で乳人奉公人は生母による授乳が十分であれば乳持でなくともよいのではないだろうか。乳人奉公人請状での「乳不足」の文言や、〈史料4〉においてつねが病気のため乳不足になった、との記述から、出生子への母乳の提供を主とする奉公とみられるものの、表3の里預の乳持が妻であるのとは対照的に、表2の乳人奉公人の続柄は娘・姉・妹であり、婚姻関係

がある女性とはみえない。⁽⁴³⁾ 生母の状態によっては子守りを主とする奉公であった可能性もある。また、生母が出産直後から乳不足などの不調であれば、里預として乳持のいる他家に養育を委託することが得策であろう。とすれば、当該期の吉田家における乳人奉公人と里預という両様での子女養育は、生母の状態や出生子の生育状況、また吉田家内の状況などによって、出生子ごとにその選択が左右されるものであったと考えられる。

また、乳人奉公人請状・里預証文の分析において、それぞれの書式の定型化および同一性や、双方の給銀・御仕着料の金額の統一性といった指摘を行ったが、これは次の史料が関係していよう。

〈史料7〉⁽⁴⁴⁾

（包紙上書）「上 寛政十二年^申八月出之 奥州屋丸右衛門」

乍恐書付以奉願上候

一 壹貫町丹波口^ル下 町奥州屋源兵衛奉申上候、当御殿御奉公人入口御用被為仰付、数ヶ年御出入仕、蒙御厚恩冥加至極難有仕合奉存候、然所七月中より相煩、以今快氣不仕難義至極奉存候、依之人宿家業之義^者私親累美濃屋庄藏^与申者^ニ為相勤、末々^者右庄藏^ニ相掛度奉存候^ニ付、乍恐此段奉願上候、何卒以御慈悲御聴濟被成下、右庄藏^江御用向被為 仰付被下置候ハ、難有仕合奉存候、以上

寛政十二^申八月

御役人中様

奥州屋 源兵衛^印
美濃屋 庄 藏^印

この史料は寛政十二年（一八〇〇）八月に一貫町丹波口下⁽⁴⁵⁾町の奥州屋源兵衛から吉田家役人中へ出された願書である。奥州屋源兵衛は人宿家業を営んでおり、数年来吉田家への奉公人口入御用を任ぜられてきたが、病気のため家業を親類の美濃屋庄蔵へ譲ることとなり、口入御用についても今後は美濃屋庄蔵へ命じてもらいたいとの旨の願書となっている。口入・人宿はともに奉公人等の労働力の斡旋を行う業種である。

本稿での検討時期より以前から、吉田家への奉公人の供給は口入御用商人が一手に引き受けており、奉公人請状は口入御用商人側で用意した下書きもしくは正文を使用していると考えられる。こうした奉公人の中には当然乳人奉公人が含まれており、同種の奉公人請状が定型化しているのも首肯できよう。また里預先についても吉田家自らが縁をたよって複数の預主を探すことはあるまい。おそらくこれも口入御用商人が斡旋するのである。ゆえに乳人奉公人と同程度の給銀・御仕着料の支給という統一性が生ずると考えられる。

おわりに

本稿では乳人奉公人請状と里預証文から近世後期の吉田家における出生子女とその養育慣行である乳人奉公人と里預について検討してきた。改めてまとめは行わないが、検討の過程において課題を見出している。それは近世期の吉田家、特に家政向・家内について多くが明らかになっていないことである。まずは系図など基本資料の充実を図ることが喫緊の課題であると考ええる。こうした基礎的作業においては、吉田家伝来史料群および吉田神社社家である鈴鹿家伝来の史料群⁽⁴⁶⁾などの分析が不可欠であろう。なにより本史料群の史料整理を進めることがもつとも重要な課題といえる。こうした近世史料の整理・活用が今後吉田家の家政向のみならず、近世期の吉田家・吉田神道をより多角的に理解する一助となるはずである。



⑧脩丸の祝箸

なお、画像は⑧脩丸の名前の入った祝箸である。お食い初めなどの成長儀礼時のものであろう。こうした資料が本資料群に含まれていることも付記しておきたい。

註

- (1) 本史料群の名称については図書館の貴重書台帳による。なお本学博物館企画展『國學院大學図書館所蔵吉田家旧蔵資料 吉田家 神道と典籍を伝えた家』（平成三十年）・『大嘗祭』（令和元年）、特集展示『吉田家伝来の花押・印判』（令和元年）での展示や、デジタルライブラリーでの掲載においては、「近世吉田家文書」などの、より分かりやすい呼称を用いている。
- (2) 一部近代史料を含む。
- (3) たとえば大嘗祭関係文書、祝詞、奏文写、各種伝授起請文など朝廷を含む諸神社奉仕関係、幕府献上に対する奉書類など。このうち一部の起請文についてはデジタルライブラリーのほか、千々和到責任編集『起請文と那智參詣曼荼羅』（大学院開設六十周年記念 國學院大學貴重書影印叢書 第5巻、平成二十九年、朝倉書店）、大河内千恵『近世起請文の研究』（平成二十六年、吉川弘文館）などに掲載されている。
- (4) 叙任等の家格関係史料、身内での書簡類、講・借銀等といった経営文書類など。
- (5) 本史料群は、昨年度より本学デジタルライブラリーに掲載しており、今後継続していく予定であるが、資料番号等は整理状況によっては変更などの可能性がある事をお断りしておく。
- (6) 本稿で扱う請状は、すべて現時点で整理済みのものとなる。
- (7) 吉田家の系図には諸本が存在するが、ここでは「卜部家系譜」（『神道体系 論説編八 卜部神道（上）』昭和六十年、財団法人神道体系編纂会発行）、「卜部氏家系」（『史料纂集 舜田記 第八』平成十一年、俗群書類従完成会発行）、「平成新修旧華族家系大成」（平成八年、社団法人霞会館発行）を使用した。

- (8) 『平成新修旧華族家系大成』において、嫁ぎ先である柳原承光家系図には「文政二年、生」とある。
- (9) 『平成新修旧華族家系大成』において養子先である七條家系図には「文政十二、五、一一生」とある。
- (10) 里預証文の包紙にはそれぞれ「鉦姫」「瀧姫」とある。
- (11) 17は乳人奉公人請状によるが、この請状には名前・性別・出生年も明記されない。天保十五年は請状の作成年であり、出生年とは異なる可能性があるためここでは除いておく。
- (12) 乳付親、乳父・乳母などともいい、出生子の成長儀礼等に携わる。
- (13) ここから表1・2では出生年月日を推定している。
- (14) 貴2157吉田神道関係近世文書555。以降翻刻凡例として①旧字は新字に改めた。②者・而・与・茂などの助詞は漢字のまま小字右寄せとした。③闕字表現は欠字は一字、平出は二字あけとした。④史料通りの改行は行わず、適宜読点や校訂を付した。
- (15) 請状包紙には出生子名がないが、後述する関連史料に「錦姫様御乳人」としてその名がある。
- (16) 現京都市左京区大原来迎院町
- (17) 現京都市上京区河原町通今出川下ル栄町
- (18) 吉田家の乳人奉公において寺請状は差出方が所持している。ただし、村役人から出された村証文は吉田家へ提出しているケースがある。
- (19) 一般的な奉公人請状では給金規程は冒頭の第一・二条あたりに記載されるものが多い。
- (20) 貴2157吉田神道関係近世文書591
- (21) 貴2157吉田神道関係近世文書619
- (22) このほかにも多くの請状に訂正以外の貼紙・貼紙痕がある。
- (23) 「五ヶ年之間」は多くがあしかけ五年であるが、中には満五年の年季もある。
- (24) 乳人奉公人請状九通のうち、九通すべてに先借文言がある。なお額は銀三枚五通、銀四枚三通、銀五枚一通となっている。
- (25) 貴2157吉田神道関係近世文書553
- (26) 金二分の表記はすべて「歩」となっている。
- (27) 貴2157吉田神道関係近世文書554

(28) 請状では「和田屋」を冠していたが、ここでは「百姓庄次」としている。

(29) この請状には他の部分に貼紙もしくは貼紙痕などはなく、訂正の貼紙と考えられる。あしかけ五年ではあるが、初年が三ヶ月しかないため満年としてかかれたものか。

(30) 貴2157 吉田神道関係近世文書552

(31) 貴2157 吉田神道関係近世文書620

(32) 包紙に書かれる名前との対照から男女別の書き分けに間違いない。

(33) 預証文の文面ではこの銀子の名称は記載がない。後掲の史料6では「給銀」とされている。

(34) この文言の記載があるのは、里預証文十三通のうち約半数の六通である。

(35) 貴2157 吉田神道関係近世文書563

(36) 現京都市北区上賀茂深泥池町

(37) 現京都市山科区東野

(38) 現京都市左京区修学院。当初は山城国愛宕郡修学院村で、修学寺村は幕末期の呼称とされる。

(39) 預証文には「山中村」とのみあり、詳細は不明。

(40) 上笙一郎編、日本〈子どもの歴史〉叢書28『岡山孤児院・濃飛育児院・洛北名物里子の話』解説者田代国次郎（平成十年、久山社発行）

(41) 坂井撰子「近代日本の里親習慣」『現代社会文化研究』四四号（平成二十一年、新潟大学大学院社会文化研究科）

(42) 22詮丸・23泰姫・24章姫は、良義が侍従に任ぜられたのちの誕生であるため良義の子女とした。

(43) 婚外での妊娠・出産は当然あったとは考えられるが、当該期の乳人奉公人すべてがそうであったとは考えにくい。

(44) 貴2157 吉田神道関係近世文書572

(45) 現京都市下京区一貫町通丹波口下ル町

(46) 吉田家伝来史料・鈴鹿家伝来資料とも各地に散在する状況である。たとえば天理大学図書館所蔵吉田文庫、明治大学博物館所蔵鈴鹿家文書など。

(47) 貴2157 吉田神道関係近世文書1317。なお同じく祝箸が残されている「董丸」は乳人奉公人請状・里預証文のどちらにも名前はなかった。当該期以外にもしくは不明の出生子かは不詳。